

別表六の二(七)

27欄又は36欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

結業年度
連事年

法人名
()

個別所得金額 (個別所得金額がない場合は0)		1	円	連結所得の金額 (別表四の二「56の①」)	20	円
前連結税額の個別帰属額				エネルギー需給構造改革推進設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (所得連結法人の(1)の合計)	21	
個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$		6		額控除限度超過額を有する法人の個別所得金額の合計額 (所得連結法人の(1)の合計)	22	
法人税額基準額 (5)と(6)のうち少ない金額)		7		前連結税額 の二(一)「2」、別表一の二 又は別表一の二(三)「2」)	23	
当期税額控除可能額 (4)と(7)のうち少ない金額)		8		調整前連結税額基準額 $(23) \times \frac{20}{100}$	24	
調整前連結税額超過構成額 $(26) \times \frac{(8)}{(25)}$		9		期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)	25	
法人 分 計	個別帰属額基準額	6		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「28の②」)	26	
	法人税額基準額	7		当期分の特別控除額の合計額 (25) - (26)	27	
	当期税額控除可能額	8		総調整前連結税額基準額 $(23) \times \frac{20}{100}$	28	
	調整前連結税額超過構成額	9		総調整前連結税額基準額の残額 (28)又は(28) - (25)) - (別表六の二(八)「25」)	29	
				繰越税額 連結事業年度 平 (各連結法人の(39)の①)の合計	30	
			平 (各連結法人の(39)の②)の合計	31		
			合 計	32		
			連結事業年度 平 (別表六の二(二十)付表「44の②」)	33		
			平 (別表六の二(二十)付表「45の②」)	34		
			合 計	35		
算 分 計	個別帰属額基準額の残額 (13)又は(13) - (8)) - (別表六の二(八)「8」)	14		当期分の特別控除額の合計額 (32) - (35)	36	
	法人税額基準額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15		法人税額の特別控除額の合計額 (27) + (36)	37	
	当期繰越税額控除可能額 (11)と(15)のうち少ない金額)	16		連結事業年度 又は事業年度 前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	38	当期控除 額
	調整前連結税額超過構成額 $(33) \times \frac{(39)の①}{(30)} + (34) \times \frac{(39)の②}{(31)}$	17		円	円	翌期繰越額 (38) - (39)
	当期繰越税額控除額 (16) - (17)	18		平 ①		外 円
当期分の特別控除額の個別帰属額 (10) + (18)	19		平 ②			
			計		(16)	
			当期分	(4)	(8)	外
			合 計			

27欄
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「平成23年12月旧措置法第68条の10第2項」
②区分番号に、「10028」
③適用額欄に、当該別表六の二(七)27欄の金額(円単位)を記載してください。

36欄
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「平成23年12月旧措置法第68条の10第3項」
②区分番号に、「10029」
③適用額欄に、当該別表六の二(七)36欄の金額(円単位)を記載してください。

別表六の二(七) 平二十五・四・一以後終了連結事業年度分